

化を導入する際は、この標準用法規格の使用ならびに、処方のあるべき姿（一回量処方）の導入を同時に行うことと条件とすることを提言したい。

D. 健康危険情報

分担研究報告書のため記載せず。

E. 研究発表

現時点ではなし。

F. 知的財産権の出願

なし。本文中で記載した「処方・注射オーダ標準用法規格」の知的所有権は、一般社団法人日本病院薬剤師会、社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本医療情報学会が有する。

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
分担研究報告書

電子処方せん情報記述の標準化の検討

研究分担者 田中勝弥 東京大学医学部附属病院 講師

研究要旨

処方せんの電子化に向けて、医療機関および調剤薬局、さらには患者の間で送受される情報の標準化は必須の課題である。本研究では、これまでの処方せんの電子化に向けた実証事業の結果から指摘された従来の標準的記述規格に対し改良を行い、処方情報・調剤情報の電子的な標準記述規格を策定した。

A. 研究目的

厚生労働省医療情報ネットワーク基盤検討会報告書に記されているように処方箋の電子化運用に向けて運用の効果を最大化するためには、現状の医療機関の処方オーダーシステムと調剤薬局の双方が電子的に処方情報をコンピュータ処理できる形で送受信できることが必要である。これまでに、「健康情報活用基盤実証事業」（平成 20 年度～平成 22 年度、浦添市）、「健康情報活用基盤構築事業（処方情報の電子化及び医薬連携実証）」（平成 23 年度、高松市）、「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」（平成 24 年度、能登）などの実証事業において、処方情報および調剤情報の電送、情報共有、患者による情報参照などが行われてきたが、医療機関と調剤薬局の間で電送するメッセージの規格は、浦添市の「健康情報活用基盤実証事業」で開発した記述規格が利用されており、いくつかの電子化運用に対する課題が明らかになっている。本研究は、処方せん情報および調剤実

施情報の記述規格を改善し、過去の実証事業で指摘された問題点を解決しつつ、実際のシステムでの運用を考慮した検討を行い、電子化運用に必要な交換メッセージの標準的記述規格を提案する。

B. 研究方法

前年度までに本研究では、処方せんに相当する処方指示情報を電子的に記述し、調剤薬局で参照するための情報、また、調剤薬局での調剤実施情報を電子的に記述し、医療機関や患者にフィードバックを行うための情報の 2 つについて電子的記述の標準案を作成した。処方情報、調剤情報とともに、HL7 CDA R2 準拠とし、国際的な記法に準じることとする。また、これまでの紙媒体としての処方せんの運用、法制等に考慮し、電子的な保管が可能なように全体のメッセージ構造を新たに定義し、処方情報、調剤情報それぞれに電子署名、タイムスタンプ付与可能な構造を考案した。

要素ごとの記述に関しては、JAHIS 制定済み技術文書である、「院外処方せん2次元シンボル記録条件規約 Ver.1.1」および「電子版お薬手帳データフォーマット仕様書 Ver.1.1」に準拠させ、コード化記述は基本的にこれらの記述文書に準拠させた。

前年度までに本課題で策定した処方せん情報記述規格に対し、

- 1) 電子署名の運用について検討し、必要な文書構造の変更を施す、
- 2) JAHIS 「院外処方せん2次元シンボル記録条件規約 Ver.1.1」への変換テストを行い、記述項目が必要十分であるか検討し、必要な修正を行う、  
を実施した。

(倫理面への配慮)

本研究では個人識別情報を扱わないため、特別な配慮は必要ない。

### C. 研究結果

以下に、各課題事項に関する本研究での対応内容を記述する。

#### 1. 全体構造

昨年度までに策定した記述規格では、電子署名方式として Enveloped Signature を採用した。この場合、医師が署名した範囲、薬剤師が署名した範囲、のそれぞれが完成された XML 解釈上不明瞭であることが分かった。文書構造の見直し、署名方式の再検討の結果、電子署名方式を Detached Signature とし、文書構造についても再検

討を行い、改めて全体構造を再定義することとした。

表 1 に提案する文書構造の概要を示す。また、運用時の文書構造変化の概要を図 1 に示す。以下の運用を想定している。

- ① 医療機関受診時の処方オーダ発行ごとに、処方指示内容 (/EPD/Document/Prescription/PrescriptionDocument) を含む本文書 (/EPD) を作成する。ただし、処方指示情報内容は、HL7 CDA R2 に準拠した記載とする。 (/EPD/ Document /Prescription/ PrescriptionDocument /ClinicalDocument)
- ② 作成した文書の処方指示内容文書 (/EPD/Document/Prescription/PrescriptionDocument) に対し、処方発行医師の保有する電子証明書による電子署名を付与し、タイムスタンプを付与する。署名情報は、/EPD/Document/Prescription/PrescriptionSign/ 内へ、<http://www.w3.org/2000/09/xmldsig#> の Signature 要素で記述する。(XAdES-T 形式の Detached 署名とする)
- ③ ②の文書を外部サービスへ送信、保管する。
- ④ 調剤薬局で、③の文書を受信し、処方指示内容 (/EPD/Document/Prescription/PrescriptionDocument) を検証する。
- ⑤ 調剤実施後、④で受信した文書に対し、調剤実施内容 (/EPD/Document/Dispensing) を追記する。ただし、調剤実施情報内容は、HL7 CDA R2 に準拠した記載とする。 (/EPD/Document/Dispensing/DispensingDocument/Cli

nicalDocument)

- ⑥ 処方指示・調剤実施情報の文書部 (/EPD/Document) に対し、薬剤師の保有する電子証明書により電子署名を付与し、タイムスタンプを付与する。署名情報は、/EPD/DocumentSign/ 内へ、<http://www.w3.org/2000/09/xmldsig#> の Signature 要素で記述する。(XA dES-A 形式の Detached 署名とする)
- ⑦ ⑥で作成された文書を外部サービスへ送信、保管する。

## 2. 補足用法コード

前年度までに本研究班で提案された補足用法コードの XML 文書上での表記について検討した。

服用タイミングとしてはこれまで、「服用期間」「日内服用タイミング」を表現する方式であったが、「補足用法コード」により服用期間内の特定の日を指定することが可能になる。このため、effectiveTime を用いて表現することとし、「服用期間」「補足用法」「日内タイミング」の順に表記する提案とした。(表 2)

## 3. 服用日数と服用期間が異なる場合

処方箋に記載されている服用日数と実際の服用期間が異なる場合、昨年度までの処方箋の電子記録様式では、服用日数と服用期間を同一要素で記述することを前提としていた。その為、『服用日数=服用期間』として扱ってきた。しかし、本来、服用期間

と服用日数は、別の情報を示しており、それぞれ処方、調剤ともに重要な服薬に関する情報であることから、別要素で記述することとした。

具体的には、effectiveTime で服用期間を記述し、新たに追加する expectedUseTime で、服用日数を記述する。(表 3)

## 4. 不均等処方の記述

HL7 CDA R2 準拠の表記では、処方タイミングと 1 回量はペアとして表記する制約がある。このため、前年度までの提案では、「服用順序」を併記することにより、「服用順序・服用量・日内タイミング」をセットにして必要回数繰り返し表記することにより不均等処方を表現する方式を提案したが、JAHIS「院外処方せん 2 次元シンボル記録条件規約 Ver.1.1」への変換テストにおいて、提案した方法で、変換・読み取りが行えることが確認できた。

## 5. 減減・漸増投与の記述

漸減・漸増による処方は、服用開始日が異なる Rp を表現することで実現できる。その為、策定する XML 文書としての記述規格では、漸減・漸増処方である情報を定義するのではなく、各 Rp で指定する服用開始日をずらすことで記述する。このため、服用期間の明記を必須とする。

## 6. 部位の記述

標準用法コードでの外用用法における部位コードの指定は、「部位情報を 16 枠用法コードに加えて付加することができる。」

「部位情報は 16 枠用法コードに含めるのではなく、これとは別に部位コードを列挙する方法により指定する。その方法については実装にゆだねている。」と定義されている。外用等で部位を指定する必要性が指摘されており、HL7 CDA R2 の記述に倣い、approachSiteCode で表記する規格とする。コード表は、標準用法コードの表 1 3 を使用することとする。

## 7. 1 日あたりの最大服用量記述

薬剤の中には、1 日の最大服用量が定められている薬剤がある。頓服の『疼痛時』のような服用指示がされている場合、1 回量を表現しただけでは、1 日の最大服用量を超えて服用される恐れがある。また、外用用法では、「1 日 1 ~ 2 枚」のように幅を持たせた回数指定が可能になっており、一日量と一日の最大量が異なる服用指示が出される場合がある。

1 日あたりの最大用量表記が必要との指摘があり、HL7 CDA R2 の規定に倣い、maxDoseQuantity で表記を行うことする。(表 4) しかし、実際には、標準用法で記述可能な定義である「おおよそ〇回程度」「数回」などの曖昧な記述に関して対応できない可能性は残る。

## 8. 服用条件

標準用法の頓用は、各イベントの他に「特定の条件下での任意指示」「特定の条件下での使用必須」を表す付帯条件区分が定義されている。

付帯条件区分の中で、指定数値を定義することが出来るが、「指定数値は使用する単位と必ずペアで、本コードとは別に記述する。その記述方法は各システムに委ねる。」とあるため、記述仕様に関して、検討した。

服用条件は、HL7 CDA R2 に倣い、服用法とは別に記述し、precondition で記述することにした。コード表は標準用法の『表 8 頓用イベントコード表』を用いることとし、3 ケタのコードを用いることで頓用のイベントを特定できるようにした。ただし、数字、単位の情報は、別に独立した情報として記述せず、originalText に記述することとする。

## D. 考察

本研究では、前年度までに提案した電子的処方情報・調剤情報記述規格に関する再検討結果から、全体構造の改変、および、記述項目の拡充を行った。

全体構造の見直しにより、処方発行時情報と調剤実施時情報が完全に分離され、調剤情報記述内に、処方情報を参照情報として追記可能な構造とした。また、Detached Signature を用いることにより、署名対象を明示する形式とした。ただし、文書構造の修正後も、処方発行時の情報は電子署名・タイムスタンプ付与された状態で同一文書内に保持され、検証が可能とする構造は維持した。

また、JAHIS「院外処方せん2次元シンボル記録条件規約 Ver.1.1」への変換テストへの結果から、指摘された項目について、記述規格の追加・修正を行った。多くは、HL7 CDA R2による記述規格より相当する記述タグを選定することにより可能であった。ただし、不均等処方や漸減・漸増といった均等でない処方・調剤に関しては、HL7 CDA R2準拠した表記により、同一薬剤への指示内容が複数タグへ展開される構造となるため、実装上留意すべき点である。

前年度の報告とあわせ、これまでの処方せんの電子化に向けた実証事業で扱えなかった処方・調剤事例に対し、本報告による拡充により、さらに記述可能な対象範囲が拡大されたと考える。

#### E. 結論

本研究では、処方せんの電子化運用に向けて必要となる、処方情報・調剤情報の電子的な標準記述規格を改良し提案した（総括報告書資料1）。全体構造の再構成により、文書内容の情報と署名情報を完全に分離し、前年度提案と比較して、署名対象を明示した。また、これまで記述規格に包含できていなかつたいくつかの処方事例に対する表記方法について検討を行い、必要な記述項目を追加した。本規格の適用可能な対象が拡充されたと考える。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

田中勝弥、星本 弘之、大原 信、山本 隆一、  
大江 和彦. 電子処方箋の運用に向けた処  
方情報・調剤情報の標準的記述規格案の策  
定, 第35回医療情報学連合大会論文集  
Page.240-243

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

表 1 文書構造の概要

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<EPD>
    <!-- 処方指示・調剤実施情報ルート -->
    <Document Id="Document">
        <!-- 処方指示情報 -->
        <Prescription>
            <!-- 処方指示情報文書 -->
            <PrescriptionDocument Id="PrescriptionDocument">
                <ClinicalDocument>
                    <!-- 処方指示内容 -->
                </ClinicalDocument>
            </PrescriptionDocument>
            <!-- 処方指示署名情報 -->
            <PrescriptionSign>
                <!-- 医師署名情報:XAdES-T -->
                <Signature>
                    <Reference URI="#PrescriptionDocument"/>
                </Signature>
            </PrescriptionSign>
        </Prescription>
        <!-- 調剤実施情報 -->
        <Dispensing>
            <!-- 調剤実施情報文書 -->
            <DispensingDocument>
                <ClinicalDocument>
                    <!-- 調剤実施内容 -->
                </ClinicalDocument>
            </DispensingDocument>
        </Dispensing>
    </Document>
    <!-- 署名情報 -->
    <DocumentSign>
        <!-- 薬剤師署名情報:XAdES-A -->
        <Signature>
            <Reference URI="#Document"/>
        </Signature>
    </DocumentSign>
</EPD>
```



表 2 棟足用法コード記述例

```
<effectiveTime xsi:type="IVL_TS">
  <low value="20100624"/>
  <high nullFlavor="NI"/>
</effectiveTime>
<effectiveTime operator="A" xsi:type="EIVL_TS">
  <event code="N110000" codeSystem="1.2.392.200250.3.2.8" displayName="1日おき"/>
</effectiveTime>
<effectiveTime operator="A" xsi:type="EIVL_TS">
  <event code="Y1010024" codeSystem="1.2.392.200250.3.2.4.19911234567" displayName="1
日1回 夕食後服用"/>
</effectiveTime>
```

表 3 実服用日数の記述例

```
<entryRelationship typeCode='REFR' inversionInd='false'>
  <supply classCode="SPLY" moodCode="INT">
    <quantity value="45" unit="[TBL]"/>
    <expectedUseTime xsi:type="IVL_TS">
      <width xsi:type="PQ" value="5" unit="d"/>
    </expectedUseTime>
  </supply>
</entryRelationship>
```

表 4 1日あたりの最大用量記述例

```
<maxDoseQuantity>
  <numerator xsi:type="PQ" value="2" unit="[SHT]"/>
  <denominator xsi:type="PQ" value="1" unit="d"/>
</maxDoseQuantity>
```

表 5 服用条件の記述例

```
<precondition>
  <criterion>
    <code code="ASSERTION" codeSystem="2.16.840.1.113883.5.4"/>
    <value xsi:type="CD" code="717" codeSystem="..." displayName="発熱時">
      <originalText>発熱時(40度以上)</originalText>
    </value>
  </criterion>
</precondition>
```

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
分担研究報告書

一般名処方における医薬品コードのあり方に関する研究

研究分担者 土屋 文人 国際医療福祉大学薬学部特任教授

研究要旨

標準医薬品コードであるHOTコードが保険局が公表している一般名マスタに対応ができない課題を克服するために、新たにHOT9の末尾を「90」とすることでの対応を検討した。その結果この方式で対応可能であることが確認できたことから、銘柄（屋号）を特定しない処方をする場合のコードとしては、HOT9の末尾を「90」とするというルールを定めることとした。

一方、過去の調剤情報で銘柄（屋号）等が不明な場合にもHOT9で対応するとの可能性について検討した。正確な調剤情報はHOT11で記録することが基本であるが、過去のデータを何らかの形でコンバージョンすることが必要な場合には、当面の対策としてHOT9の末尾を「99」として処理することについて検討を行った。その結果、メンテや運用上できまざまな問題が生じるが、「屋号不明」という形で過去データ処理を行うことは一つの方策であると思われる。ただ、メンテナンス等を含め様々な課題があることから、当面の応急対策として「99」処理を行うこととするが、今後GS1との兼ね合いを含め過去分の処理以外での対応については更なる検討が必要と思われる

A. 研究目的

我が国は昭和30年代から世界に冠たる国民皆保険制度を実施しており、国民が様々な面で恩恵を受けていることは事実であるが、コンピュータのない時代であったため、医療制度は、「紙をベースとした文化の下での保険制度」という構図が確立してしまっていることが、電子化が当たり前の時代にとっては、むしろ阻害要因となってしまっている面が存在することは否定できない事実である。つまり保険制度を前提として創られた文化であり、その中でコンピュータ化が図られたため、我が国の医療制度で利用されるシステムは当初レセプトを

いかに正確に発行できるかに重点が置かれて開発された過去を有するものである。しかしながらコンピュータ本体及び情報処理技術の飛躍的な発展により、紙の診療録に記述された内容の中で保険請求に必要な情報を切り出して正確なレセプト発行を目指して開発されたオーダリングシステムが、技術的には医療記録を電子的に残すためのいわゆる電子カルテシステムに180度転換したにもかかわらず、依然として保険制度の影響を強く受けていることは、医療情報の分野にとってある意味不幸なことと言わざるを得ない。

このことは、医療制度で使用される医薬

品コードにとっても同様の環境下にある。薬価基準は我が国の保険制度で使用できる医薬品の薬価を定め、2年毎に改定が行われるものであるが、これをコードで処理することを可能のするために厚労省医政局経済課において定められている 12 枠のコードである薬価基準収載医薬品コードである。その名が示す通り、そのコードの情報の粒度は官報での薬価基準の告示名称 1 つに対して 1 つ定められている。つまり個々の医薬品そのものを粒度の対象としているのではなく、あくまで官報告示が基準となっていている。

実際に存在する医薬品であっても官報告示されない医薬品は統一名収載品目といわれ、一般名に対して 1 つ設定されている。レセプトにおいて薬価を計算するときに使用されるのが薬価基準で定められた価格であることから、これらのこととはあくまで「薬価」の決め方によって左右されることは当然である。しかしながら医療側からすると薬価基準への収載のされ方ではなく、購入時を考えれば、もう少し細かな粒度の情報での対応が必要であるために、官報告示を粒度の基本とせずに、統一収載品目の個々の商品に対して 1 つのコードを与えるという発想で医薬情報研究所が作成したのが、個別医薬品コード（Y J コード）である。

一方、複数の製薬企業が 1 つの承認（販売名）の下で医薬品を販売するいわゆる併売品といわれる医薬品が存在する。併売品の場合には、販売名 P T P 等の包装や容器が異なる場合が多く、患者の目からみれば、別物に思える可能性が存在する。薬局段階では、販売名が同じであるために処方せん記載通りの医薬品を調剤したのに、患者か

ら前回（別の）薬局で調剤してもらったものと違うというようなクレームを受ける事がある。このことは Y J コードをしようしている段階では区別が付かないのは、Y J コードの作られた経緯からある意味当然のことである。このことを解決するために、即ち「調剤された物」が特定できるように作られたのが H O T コードである。即ち薬価基準収載医薬品コードや Y J コードは「情報」に対してつけられたコードであるのに比べ、H O T コードは「物」につけられたコードであり、調剤情報を正確に記録するために作成されたコードといえる。本来、このような「物」を特定するためのコードは、「物」を構成する「医薬品の成分」を基準に作成するのが原則である。H O T コードは電子カルテで使用することを想定して民間で開発・作成されたコードであるが、その開発当初、基準とすべき「医薬品の成分」については、厚労省医薬局が作成している F D 申請のための医薬品成分コード（6 枠）が存在しているが、このコード表に存在しないものについては、このコードが製造承認を受けるための申請時に使用するため、その時点で登録されていない成分については「999999 未登録成分」で処理をすることになっている。また、これらのコードが一般に公表（成書として販売）されたのは確か 1994 年頃であったが、H O T コードの作成のために 1997 年頃厚労省に最新情報を確認したところ、成書発売以来特にメンテしたものは出されていないとの事であった。

H O T コードは将来医薬品の電子カルテで使用するための標準コードとすることが求められていたので、その作成に際しては、民間が作成しているコードではなく、可能

な限り行政が作成しているコードを基本として作成するという基本姿勢であった。従って厚労省が医薬品の成分コードを作成しているものの、最新版が公表されないこと（当時）から、HOTコードの作成基準を在るべき姿の「医薬品の成分」を基本としたものとすることは断念せざるを得ず、多数存在する医薬品コードの中で、医療制度の中で使用することとの視点を重視し、HOTコードが基本粒度とするのは薬価基準医薬品コードとするという苦渋の選択を行った。

本来「医薬品の成分」を基本としていたら避けられた問題が「薬価基準医薬品コード」を基本粒度としたため、HOTコードは薬価基準制度や後発品をはじめとした保毛に両政策に左右されてしまうことになってしまったのである。

我が国の医療財政が逼迫していることから、医療費に占める薬剤費を減少させるため、後発医薬品使用促進策が重要な課題となり、従来は薬価基準収載名で処方することを基本としていた処方せん記載ルールが、2012年には一般名を基本としたものに変更されることとなり、これに対応すべく処方時に使用するコードとして保険局から「処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載（一般名処方マスタ）」が公表されることになった。

通常海外等で「一般名処方」というと「医薬品の一般名（成分名／原薬名）を記載し、成分量（原薬量）」を記載するものであるが、我が国において出された一般名処方は販売名を一般名化したものであり、製剤を確定していることは、目的が後発医薬品使用促進であることから止むを得ないが、将来的にみて後発医薬品促進が定着した場合には、

本来の一般名処方の形になることが想定される。

このように政策に翻弄される面はあるものの、HOTコードは電子カルテでの使用を目的としたものであることから、正確な調剤情報を反映させるという基本方針を残した形で、2012年以降とられている「一般名マスタ」への対応を検討せざるを得ないことから、本研究においては、HOTコードの「一般名マスタ」への対応策を検討する。

## B. 研究方法

HOTコードは13桁の数字からなるコードであるが、先頭からの桁数で、HOT9、HOT11、HOT13の3つが汎用されている。HOT9は処方時に、調剤情報はHOT11を使用し（GS1の調剤包装単位コードと1対1）、購入時（販売包装単位であるJANあるいはGS1販売包装単位コードと1体）はHOT13が対応する形となっている。

前述のように、HOTは開発当初、医薬品の成分を基本として作成をしたかったが、これに対応する（適時メンテ・公開されている）公的コードがなかったため、やむを得ず基本粒度として、当時の薬価基準コードと1対1になるようにして作成されたが、開発から十数年経過した現在において、この基本粒度は薬価基準の変容の影響を受け、現段階でHOT7の基本粒度は当時とは異なることになっている。

従って、現時点において処方に使用するのはHOT9を基本とすることとなるが、もともと、開発当初処方せん記載の保険局通知が「原則薬価基準収載名とするが、一般名記載でも構わない」としていたことから、

これに対応するために、HOT 9の末尾2桁を「00」とすることで一般名での処方が可能であるように作成されていたのは事実である。

しかしながら、2012年に保険局から出された一般名マスタに示された一般名処方の標準的な記載として示された表現とは異なったため、HOT 9の末尾を「00」として装備されたものをそのまま使用することは避けるべきとの判断を行った。

そこで保険局の一般名マスタへの対応には末尾を「90」とすることで問題が生じないかを検討することとした。

また調剤情報はHOT 11を使用することを想定しているが、HOT 9レベルでの対応も考慮すべきとの考え方から、過去のデータでHOT 11レベルが不明な場合への対応方法として、HOT 9の末尾2桁を「99」で対応することで検討を行った。

### C. 研究結果

保険局が公表している最新版の一般名マスタ（平成28年4月20日版）では内用薬・外用薬を併せて1009の一般名コードが示されている。検証作業は平成27年12月版で行ったが、HOT 9の末尾を「90」で対応させることができることが確かめられた。

一方、過去のデータで正確な調剤情報が戻せない場合の対応として、HOT 9の末尾を「99」で対応させることには、実運用を考えると様々な問題はあるものの、応急の対応策の一つとしてのルールとすることについては「可能」と判断した。

### D. 考察

保険局一般名マスタへの対応策としてHOT 9の末尾を「90」とするものを加えることについては、特に問題は生じないことが明らかになった。この場合、保険局の一般名マスタで示されている「一般名処方の標準的な記載」で使用されている語に対応するために正確に言えば「屋号を指定しない処方時に使用する」という文言を付加することが望ましいと考える。

一方、過去データで調剤情報が正確に反映することができない場合のHOT 9の末尾を「99」で処理することについては、一般名マスタでの記述とは異なることから、「一般名+剤形+規格」を示した上で「屋号不明の場合」との文言を別途付加することが必要と思われる。「99」については過去データのコンバージョンの際の応急策としての対応であるが、GS1での記録という面や、99のメンテ作業を考えると、今後の運用については尚検討を重ねることが必要と思われる。

### E. 結論

保険局の一般名マスタに対応するために処方情報で使用する際にはHOT 9の末尾を「90」で対応する事で可能であることが確かめられた。「90」ルールについては可能な限り早期にMEDISで公表することとする。

過去のデータの調剤情報をHOT 9レベルで対応する場合に末尾を「99」として対応することはその場合の「物」の名称を「一般名+剤形+規格+屋号不明」として処理することは現段階において一つの方策である。今後は調剤包装単位に全てGS1によるバーコードが表示されていることから、

今後この面での対応策について詳細な検討を継続することが必要と思われる。

F. 研究発表

なし

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

土屋文人,大江和彦,田中勝弥,下郷雅一,松木薦孝二,天海宏昭,山口慶太,椎葉貴宏,高島浩二,中川昌彦. 内服薬処方箋記載の在り方

検討会その後. 第35回医療情報学連合大会論文集,pp68-69,2015.11.4,沖縄県宜野湾市,沖縄コンベンションセンター

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	ページ	出版年
田中 勝弥,星本 弘之,大原 信,山本 隆一,大江 和彦	電子処方箋の運用に向けた処方情報・調剤情報の標準的記述規格案の策定	35回医療情報学連合大会論文集	240-243	2015
土屋文人,大江和彦,田中勝弥,下邨雅一,他	服薬処方箋記載の在り方検討会その後	第35回医療情報学連合大会論文集	68-69	2015

「電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様」

[http://www.m.u-tokyo.ac.jp/medinfo/?page\\_id=588](http://www.m.u-tokyo.ac.jp/medinfo/?page_id=588)

「処方・注射オーダ標準用法規格」

<http://www.jami.jp/jamistd/docs/STDPRES/JAMISDP01-20160502.zip>







### 2-D-1-3 一般口演/2-D-1:一般口演3

国内の実証事業で開発された処方情報・調剤情報の電子的な標準的記述規格に対し、実証事業の結果から指摘された課題事項に対する改善を行った。また、HL7 ver.2形式の処方オーダ情報と本記述規格が採用するHL7 CDA形式のXMLファイルへ変換するソフトウェアモジュールを試作した。策定した記述規格の普及のための参照モデルとなることを期待する。

本研究は、平成26年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療開発推進研究事業)「電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究」(H26-医療一指定-033)により実施した。

#### 参考文献

- [1] 処方箋の電子化に向けて(平成24年4月). <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002900e.html>.
- [2] 健康情報活用基盤構築のための標準化及び実証事業. <https://www.accenture.com/jp-ja/service-hpsv-meti.aspx>.
- [3] 田中勝弥, 星本弘之, 大江和彦. QRコードとHL7 CDAによる調剤薬局と病院間の処方・調剤実施情報連携の実証試験. 医療情報学2010, 第30回医療情報連合大会論文集: 1010-1011, 2010.
- [4] HL7 Standards Product Brief - CDA® Release 2. [http://www.hl7.org/implement/standards/product\\_brief.cfm?product\\_id=7](http://www.hl7.org/implement/standards/product_brief.cfm?product_id=7).
- [5] 「総務省 健康情報活用基盤構築事業(平成23~24年度成果報告書)」の公表. [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/news/01ryutsu02\\_02000067.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/news/01ryutsu02_02000067.html).
- [6] シームレスな健康情報活用基盤実証事業(平成25年3月). [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/johoka/johokatsuyou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/johoka/johokatsuyou/).
- [7] 処方箋の電子化に向けた検討のための実証事業. <http://www.beppu-med.or.jp/yukemuri/syohou.html>.
- [8] 日本医療情報学会(JAMI):医療情報の標準化に関する情報・資料など. <http://www.jami.jp/jamistd/ssmix2.html>.
- [9] 保健医療福祉情報システム工業会 制定済標準. [http://www.jahis.jp/jahis\\_hyojun/seiteizumi\\_hyojun/](http://www.jahis.jp/jahis_hyojun/seiteizumi_hyojun/).

